

## 防衛省における令和6年3月1日以降に契約を締結する業務に係る特例措置について

当該業務に係る業務費算出につきましては、「令和5年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧単価」という。）を適用しているところです。

令和6年3月から適用する「令和6年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新単価」という。）は旧単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和6年3月1日以降に契約を締結する業務は新単価を適用することとしました。

入札手続上、新単価の適用が間に合わなかった当該業務は当局における設計等技術業務委託契約書第64条又は事業監理業務委託契約書第53条に基づき、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができます。

※ただし、公共工事の品質確保に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（設計段階から施工者が関与する方式）の技術協力・施工タイプ「ECI方式」の適用業務として発注している設計業務については、旧技術者単価（以下「旧単価」という。）を適用して予定価格を積算することとし、旧単価を適用して見積りをした上で、入札書又は見積書の提出を行うこと。なお、契約後に令和6年度設計業務委託等技術者単価について（防整技第3242号。令和6年2月21日）別紙第2「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置」1及び2を適用して新単価で変更協議することが出来る。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

### 【お問い合わせ先】

#### ○北海道局発注分

北海道防衛局 調達部 調達計画課 企画係  
TEL 011-272-7512（直通）

#### ○帯広支局発注分

帯広防衛支局 建設計画課 計画調整係  
TEL 0155-22-1182（直通）